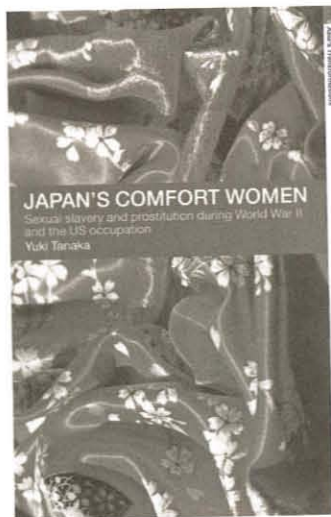




最も注目されるのは、右の「結論」が、田中ユキの英文著書『Japan's Comfort Women』(Routege)を主要な論拠としてしていることである。同書は第1章で慰安婦制度の由来、第2章で中国などでの慰安婦の調達と性奴隷としての生活について詳述しているが、上海師範大学の蘇智良教授の調査を取り上げ、「日本軍とその協力者

月24日のワシントンポスト紙の「安倍晋三の二枚舌」という論説では北朝鮮による拉致事件に対する安倍首相の情熱と「第二次世界大戦中に何万人という女性を強制連行、強姦、性奴隷化した日本の責任を取り戻そうとする動き」を「安倍首相の二重のキャンペーン」として対照的に描き出す。この論説は「もし安倍が拉致された日本人市民の運命を探る件で国際的な援助を求めるのなら安倍は日本の犯罪に対する責任を直接認め、彼が中傷している犠牲者に対する謝罪を行うべきである」と断言している。したがって日本政府が100人以上の元慰安婦の証言を拒絶すると外部の者にとっては北朝鮮による日本の市民に拉致事件の信頼性に対する疑問を抱かざるを得ないのである。」

2 米議会決議の根拠とされた「田中ユキ」氏の著書



たかはし 高橋 史朗

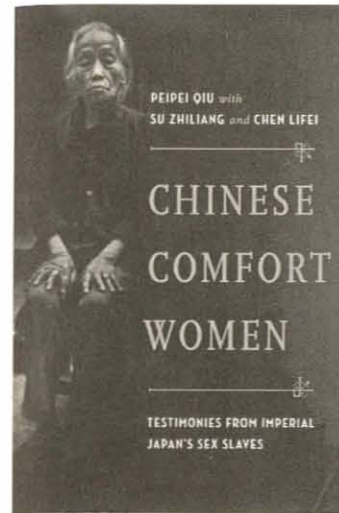
2007年7月30日に米下院で慰安婦に関する対日非難決議がなされたが、そのベースになったのは、同年4月3日に米議会調査局のラリー・ニクシ調査員が同議会に提出した「日本軍の『慰安婦』制度」と題する報告書であった。

同報告書が次のように「結論」づけていることは極めて注目される。

「安倍政府の軍による強制連行の否定は1992年から1993年に政府が行った調査で得られた元慰安婦の証言や田中ユキ著『日本の慰安婦』に記載されているアジア諸国出身の200人近い元慰安婦の証言や400人以上のオランダ人の証言と矛盾している。・・・2007年3

は市民の家庭を襲撃して約300人の女性を拉致し、その内の約100人が慰安婦として働かせるために選ばれた。・・・『敵性地区』の多くは山西省と河北省にあり、そこでは日本軍が『焦土作戦』という戦略を採用した。中国人はこの残虐行為を『三光作戦』と呼んでいた」と述べ、多くの元慰安婦の証言を紹介している。

蘇智良教授の英文著書“Chinese Comfort Women” (Oxford University Press) は田中ユキの「慰安婦制度の組織構造」(田中の前掲書、19〜20頁)を参照して書かれており、両者の相互の影響関係に注目する必要がある。



ちなみに、同教授は慰安婦40万人(日本軍に蹂躪されて30万人の慰安婦が死亡)、中国人慰安婦20万人を説いているが、慰安婦40万人説の根拠は、日本軍の兵数を3百万人とし、病気、死亡、廃業などによる慰安婦の「交代率」を「四」とし、兵士29人に慰安婦1人と推計したものであるが、「交代率」が「四」というのは荒唐無稽な数値に過ぎない。こんな根も葉もないトンデモ数値が次回のユネスコ記憶遺産に登録されようとしているのである。

慰安婦20万人説を説いた吉見義明氏は、同編『従軍慰安婦資料集』(大月書店)において、「当時、『ニクイチ』という言葉がかなり流通していたようである」と述べ、兵士29人に慰安婦1人というパラメーターは伝聞に過ぎないことを明らかにした上で、交代率の「最大限の数値」は「二」で、慰安婦20万人と推計している。

さらに、田中ユキは『知られざる戦争犯罪』(大月書店)第4章で日本陸軍の「人肉食に関する証言と資料」について証述し、「人肉食は、日本の軍隊の中で組織的に行われた」ことを強調した。同書はアメリカで400万部のベストセラー“Unbroken”(ローラ・ヒレンブランド『不屈の男』角川書店、アンジェリーナ監督により映画化され、2月から日本でも上映)の主要参考文献となった。

ところで、前述した米議会調査局報告書によれば、2006年9月13日に上院外交委員会に提出され、継続審議になった決議案759号の主な条項は以下の通りであった。

- ・1930年代および第二次世界大戦の間、若い女性を性奴隷(一般には「慰安婦」と呼ばれる)にした責任を日本政府は公式に認めるべきである」という意見を表明する。
- ・日本政府は「性奴隷」にする目的で慰安婦を「組織的に誘拐、隷属」させた。
- ・「慰安婦は家庭から誘拐されたか、または嘘の勧誘によって性奴隷にされた」

- ・日本政府の慰安婦制度は慰安婦に対して「人道に反する数えきれない犯罪」という苦痛をもたらした。歴史家は20万人もの女性が「性奴隷にされた」と結論づけた。
- ・日本の歴史教科書の中の慰安婦制度に関する記述を縮小または削除しようと日本政府は努力してきた。
- ・日本政府は「この人道に反する恐ろしい罪」を現在及び将来の世代に教育するべきであり、慰安婦への支配と隷属はなかったという主張を公式に否定するべきである。
- ・日本政府は慰安婦に関して国連とアムネスティ・インターナショナルの勧告を受け入れるべきである。

2007年の1月31日に下院外交委員会に提出された決議案121号の発起人は75人で、6月26日、以下のような決議が行われた。

米下院外交委員会決議121号 2007年6月26日

1930年代から第2次世界大戦までの間、日本政府は、「慰安婦」と呼ばれる若い女性たちを

日本軍に性的サービスを提供する目的で動員させた。日本政府による強制的な軍隊売春制度「慰安婦」は、「集団強姦」や「強制流産」「恥辱」「身体切断」「死亡」「自殺を招いた性的暴行」など、残虐性と規模において前例のない20世紀最大規模の人身売買のひとつである。

日本の学校で使われている新しい教科書は、こうした慰安婦の悲劇や太平洋戦争中の日本の戦争犯罪を矮小化している。また、最近日本には、慰安婦の苦痛に対する政府の真摯な謝罪を含む河野洋平官房長官による1993年の「慰安婦関連談話」を弱めようとしていたり、撤回させようとしている者がいる。

日本政府は1921年に「婦人及児童ノ売春禁止ニ関スル国際条約」に署名し、2000年には武力紛争が女性に及ぼす影響についての国連安保理決議「女性、平和及び安全保障に関する第1325号」も支持した。

下院は、人間の安全と人権・民主的価値・法の統治及び安保理決議1325号に対する支持など、日本の努力を称える。米日同盟はアジア太平洋地域で政治経済的な自由、人権と民主的制度に対する支持、両国民と国際社会の繁栄確保をはじめ共同の核心利益と価値に根ざす。下院は日本の官僚や民間人らの努力により本人たちの贖罪の意識を慰安婦に伝えた後、2007年3月31日に活動を終了した。

以下は米下院の共通した意見である。

1 日本政府は1930年代から第2次世界大戦終戦に至るまでアジア諸国と太平洋諸島を植民地化したり戦時占領する過程で、日本軍が強制的に若い女性を「慰安婦」と呼ばれる性の奴隷にした事実を、明確な態度で公式に認めて謝罪し、歴史的な責任を負わなければならない。

2 日本の首相が公式声明によって謝罪するなら、これまで発表した声明の真実性と水準に対し繰り返し返されている疑惑を解消するのに役立つだろう。

3 日本政府は「日本軍が慰安婦を性の奴隷にし、人身売買した事実は絶対にならない」といういかなる主張に対しても、明確かつ公式に反省しなければならない。

4 日本政府は、国際社会が提示した慰安婦に関する勧告に従い、現世代と未来世代を対象に残酷な犯罪について教育しなければならない。

前述した米議会調査局の報告書は、「日本の教科書での慰安婦問題」と題する項目において、次のように指摘している。

「日本の歴史に対する肯定的な見方を提示する歴史教科書の出版の作業のために「新しい歴史教科書をつくる会」が結成された。2001年に承認された8冊の歴史教科書が慰安婦につい

て触れていないのは疑いもなく「新しい歴史教科書をつくる会」の批判とキャンペーンの結果であった。韓国は抗議の意味を込めて計画されていた日本との交流事業のいくつかを中止した。2005年には新しい8冊の検定済み教科書が慰安婦についての言及を取りやめ、慰安婦に触れているのは1冊のみとなった。中山成彬文部科学大臣は教科書の慰安婦についての説明は「不正確であった」と述べて、この決定をした。2001年9月の国連人権委員会の日本に対する勧告では日本の学校教科書や補助教材において「公平なバランスのとれたやり方」で歴史を教えるように命じている。」

このように日本の「新しい歴史教科書をつくる会」と「日本の前途と歴史教育を考える議員の会」の動向や歴史教科書検定について分析した上で、結論として、ナパーム弾爆撃と原爆投下に対する公的補償というパンドラの箱を開ける危険性、東京裁判を受諾したサンフランシスコ平和条約違反や北朝鮮による日本人拉致事件の信頼性に対する疑問に言及していることは、アメリカ人の本音を吐露しているという意味で大変興味深い。

そして更に、米下院決議の主要な根拠になった田中ユキの著書については、「韓国、中国、台湾、フィリピン、インドネシア、オランダの元慰安婦数百人の証言。これらの証言の多くは、2002年に出版された田中ユキ著『日本の慰安婦』に書かれていて、400人以上の女性の

証言を引用している」と特筆している。

同年4月13日付しんぶん赤旗も、同報告書が日本軍の「従軍慰安婦」に対する「強制性」の根拠として、田中ユキの著書を挙げていることに注目し、次のように報じている。

「米議会調査局の報告書『日本軍の『慰安婦』制度は：400人以上の『慰安婦』の証言にもとづく2002年出版の田中由紀氏の著書『日本の慰安婦』など9件を列挙。・・・報告書は「強制」とは「暴力的な行動で無理強いすること」だとして、田中氏の著書で200人以上の元「慰安婦」が日本軍や憲兵、軍の代理人による暴力的な拘束について述べていると指摘しています。」

同書は、「慰安婦4万人説」を提唱する上海師範大学の蘇智良・陳麗菲教授と米バツサー大学の丘培培教授の共著『中国人慰安婦―日本帝国の性奴隷からの証言』（オックスフォード大学出版）にも影響を与え、「慰安婦制度を『軍の性奴隷』と捉える代表的な学説」として高く評価され、十カ所で同書が引用され注記されている。

「田中ユキ」という著者は広島市立大学の田中利幸教授が別人の名前を使ったもので、田中教授はオーストラリア国内で記事を書く場合には「赤坂まさみ」の名前も使用しているようである。

田中教授の英文著書には「Japan's Comfort Women - Sexual slavery and prostitution during

World War II and US occupation（『日本の慰安婦―第二次世界大戦と米占領下の性奴隷と売春婦』）と「Hidden Horror」（『知られざる恐怖』）がある。このうち「Hidden Horror」は『知られざる戦争犯罪―日本軍はオーストラリア人に何をしたか』という学術書のようなタイトルで大月書店から出版された。その序文で田中教授は、「日本軍が戦時中示した極端な暴力性、残虐性は日本人固有の国民的性格に由来するものであり、日本の『特有な』文化性と深く関連した問題であるという考え方が支配的となり、戦後もこうした観念がかなり長く欧米諸国だけではなく日本国内でも持続された。・・・何が日本人をしてそのような残虐な犯罪を犯さしめるにいたったのかという問題をともすると忘れがちである」と指摘している。

さらに、田中利幸編『戦争犯罪の構造―日本軍はなぜ民間人を殺したのか』（大月書店）の「あとがき」において、「日清戦争以前から私たちの先祖がアジア各地で犯したさまざまな非人間的な残虐行為を直視し、そこから残虐行為を発生させる原因と経過を正しく学びとる必要性を訴えることが重要である」と強調している。

このように日本人特有の非人間的残虐性を強調し、慰安婦制度は「男性の攻撃性、支配性が広範囲に広がったパターン」と捉えた田中教授の著書が国際的に大きな影響を与え、戦後70年の国際的な歴史論争にも影響を及ぼし続けている。日本語に訳されていないために日本人のほとんどが知らない田中教授の著書や論文を学問的に検証する必要がある。



中の体験を書いた中で、国家総動員法の一部である国民勤労報国会の下で、他の朝鮮人とともに1000人もの女性を「慰安婦」として連行した奴隷狩りに加わっていたことを告白している」と述べたことにあり、「慰安婦狩り」という虚報がジョージ・ヒックスの著書『性の奴隷 従軍慰安婦』に受け継がれた。

時系列で整理すると、〈朝日の初報（1982）↓吉田本（1983）↓朝日の「92年1月強制連行プロパガンダ」↓ヒックス本（1995）↓クマラスワミ報告（1996）〉という影響関係が成立したのである。

ところで、中国がユネスコ記憶遺産として登録申請した「慰安婦」文書には、この米下院決議に関連して、次のような注目すべき内容が含まれていたことが明らかになった。

「米下院決議案121号は2007年7月30日に可決され、第二次世界大戦中のアジア諸国からの『慰安婦』（日本帝国軍のため

また、米下院決議の主要な論拠の一つに、1992年1月11日の朝日新聞の記事を挙げている点も極めて注目される。同記事は一面トップで「軍関与示す資料」と大々的に報道されたが、ここで取り上げられた資料は、内地で民間業者が慰安婦募集を行うときに、誘拐まがいのことをしないように統制を強めよという内容であり、朝鮮人慰安婦の強制連行を立証する資料ではなかった。

しかし、朝日新聞は同じ記事の中の用語解説で、「太平洋戦争に入ると、主として朝鮮人女性を挺身隊の名で強制連行した。その人数は8万とも20万ともいわれる」と書いた。

そして、翌日付け社説で「挺身隊の名で勧誘または強制連行され、中国からアジア、太平洋の各地で兵士などの相手をさせられたといわれる朝鮮人慰安婦」と述べ、事実無根の「92年1月強制連行プロパガンダ」を完成させた（朝日新聞『慰安婦報道』に対する独立検証委員会）報告書、日本政策研究センターHP、拙著『日本を解体する』戦争プロパガンダの現在（宝島社、参照）

米下院決議のみならず、慰安婦は「強制連行」された「性奴隷」という認識を世界中に拡散した国連のクマラスワミ報告書に直接的な影響を与えたのも、朝日新聞が吉田清治『私の戦争犯罪 朝鮮人強制連行』を直接的な典拠として、「強制連行を行った一人である吉田清治は戦時

の性奴隷)の強制的徴用を非難した。米上院は2014年1月16日、同年の米連邦政府予算を可決した。これには「慰安婦」(日本帝国軍のための性奴隷)問題の決議も含まれていた。この決議は、日本が第二次世界大戦中アジア諸国から強制的に「慰安婦」(日本帝国軍のための性奴隷)を徴用したことを非難し、日本に歴史的、政治的責任をとり、公式な謝罪をするように依頼した。この決議には法的な拘束力はないが、「慰安婦」(日本帝国軍のための性奴隷)問題に関して上院が可決した最初の制定法であった。」

このように「日本帝国軍のための性奴隷」というフレーズが執拗に繰り返され、マイク・ホンダ議員の暗躍によって事実上の慰安婦決議が米上院でも巧妙に行われたという訳である。アメリカの国会決議が中国の世界記憶遺産登録申請の根拠として利用されていたことが判明したが、ユネスコの記憶遺産登録の是非を審議する国際諮問委員会の下部機関である登録小委員会で資料の不備を指摘されて中国が追加申請した文書には、次のように、2014年の国連人権規約委員会からの日本政府への勧告に対する日本政府の最終報告に言及していることも極めて注目される。

「2014年7月24日に国連人権委員会は、市民的及び政治的権利に関する国際規約の履行に関する日本政府の第6期最終報告を発表し、日本に慰安婦問題の調査と、犠牲者に対する公式謝罪表明を求めた。日本は一方で、日本軍が第二次世界大戦の期間中、女性の意思に反し、強

制的に、威圧的に「慰安婦」を徴用し、移動させ、管理したことを認めたが、他方、「慰安婦」は「強制的に移送」させられたのではないと述べたことを、国連人権委員会は指摘した。同委員会の副議長は、「我々はこのような矛盾した立場に注目することが重要である。なぜなら、真の人権問題は存在しないことを意味するかの如くであるからである。同委員会は次のような確約を促した。すなわち、『戦時中日本軍が犯した「慰安婦」に対する性奴隷あるいは他の人権侵害の申し立ては、有効に、個別的に、公明正大に調査されるべきであり、人権侵害者は起訴され、有罪となれば処罰されるべきである』と。また、同委員会は、日本がすべての入手可能な証拠を明らかにし、公的に謝罪し、責任を認め、同時に、犠牲者を誹謗したり、事実を否定するいかなる試みも糾弾するよう、全面的努力をするように促した。」

このように国連の委員会の勧告を記憶遺産登録申請の根拠として利用する姿勢は、5月31日に締め切られる次回の「慰安婦」再申請(6カ国による共同申請がユネスコ側から奨励されたと中国政府は記者会見で公表している)においては、2016年3月の国連女子差別撤廃委員会の対日審査の最終見解を引用する形で継承されることが予想される。

それ故に、これに対処するためにも、同最終見解に至る歴史的経緯を整理し再確認しておく必要がある。その際に重要なのは、2014年と2015年に国連で日本政府が事実上踏み込んだ反論を3回行っていた事実を踏まえる必要があるということである。一般的には知られて

いない3回の反論内容は次の通りである。

国連における日本政府の反論

1 国連人権理事会(2014年9月15日)「本件問題が国連で本格的に議論される契機となったクマラスワミ報告書等についても言及したい。これらの報告書では、20万人もの女性が慰安婦として強制連行されたことが事実であるかのような記述がある。この点については、これらの報告書に強い影響を与えたと思われる日本の大手新聞社の記事が、最近、同新聞社の検証結果を踏まえ、撤回されたことを報告したい。20万人との数字については、女子挺身隊と慰安婦との混同によるもの、強制連行については、関連証言を行った人物の虚偽であったことが明らかになった。このように、メディアの情報が国連へ提起されたこれらの報告書に影響を与えたことは大変残念である。」

2 国連自由権規約委員会(2015年8月31日)・3 国連拷問禁止委員会(2015年3月13日)「これまでの国連特別報告者による報告書や人権条約委員会による非難・勧告には、一方的で裏付けの取られていない主張が記載されていることを指摘したい。例えば、『慰安婦を強制連行した』

とする唯一の証言者である吉田清治氏の証言や慰安婦の数字について『20万人』との数字が言及されたが、これまでこれらを積極的に報じてきた日本の大手新聞社が、2014年8月に吉田氏の証言に基づく記事について、証言は虚偽であると判断して取り消し、同氏に関する誤った記事を掲載したことについて謝罪した。また、同社は、慰安婦と「20万人」との数字の基になったと思われる女子挺身隊と慰安婦との混同を認めた。1990年代初頭以降に行った調査で日本政府が発見した資料(対外公表済)の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たらなかった。また、『20万人』という数字は、同新聞が慰安婦と女子挺身隊を混同して報じたことが契機に広がった数字であり、具体的裏付けはない。これらの誤った事実関係が国連における報告書の勧告の有力な根拠となっていることがあるのは大変残念である。」

これらを踏まえて、2016年2月16日の国連女子差別撤廃委員会で杉山外務審議官が初めて朝日新聞誤報の影響について明言した次第である。しかし、これは委員の質問に答えたものであるため、国連から英語で公表されておらず、対外的には発信されていないという重大な問題がある。次回のユネスコ記憶遺産の「慰安婦」登録申請に備えるためにも、朝日新聞や田中ユキ、蘇智良らがいかに国際的な誤解を広げたかについて事実を踏み込んで検証し、反論して

いく必要がある。

昨年、世界記憶遺産登録を決定する国際諮問委員会の下部機関である登録小委員会から資料の不備を指摘された中国は追加申請文書を提出し、蘇智良教授がセンター長である上海師範大学中国慰安婦研究センターの資料を追加し、3人の専門家を特記した欄のトップに蘇智良教授を挙げ、昨年10月にアブダビで開催された国際諮問委員会にも同教授を送り込んでいる。同教授らの研究に中国政府は1320万円の助成をしており、次回の世界記憶遺産登録申請が蘇智良教授を中心に行われることは明らかである。

なお中国が追加申請した文書の日本語参考文献として、吉見義明『従軍慰安婦資料集』大月書店、『性と侵略―「軍隊慰安所」84か所元日本兵らの証言』社会評論社、松井やより、西野留美子、金登美子 (Kim Pye)、林博史、川口和子、東澤晴編『女性国際戦犯法廷の全記録 (日本軍性奴隷制を裁く―2000年女性国際戦犯法廷の記録)』緑風出版、鈴木裕子、山下英愛、外村大編『日本軍「慰安婦」関係資料集成』2巻、明石書店が挙げられている。

昨年10月、国際諮問委員会は「記録遺産保護のための一般指針」及び「登録の手引」の見直しを行うことを決定し、3月25日、レイエス議長主導のレビュー・グループが結成され、次の15項目の見直しを行うことをユネスコのホームページで公表した。

(1)事業のビジョン、使命、目的(2)目的を示している程度(3)登録基準の妥当性と実践性(4)登録手続きと基準の調和(5)健全な運営基盤の提供(6)指名形式の改善(7)国際諮問委員会、登録小委員会の手続き・決定・勧告の透明性の導入(8)明確な追加要素の確認(9)ユネスコの他の事業や条約との関係性の改善(10)登録小委員会と他の小委員会の役割、機能、協力の再考(11)申請書の文言の客観性、内容の適切性、申請意図の中立性に関する基準の設定(12)潜在的議論のある申請と登録に関する機微な案件の取扱い(13)利益抗争、陳情活動、誘導に関する倫理的議定書(14)マーケティングと世界記憶ロゴの使用(15)地域社会との事業契約

特に注目される項目は、(3)(7)(11)(12)(13)であるが、3月には討議ペーパーが出されて、コメントを募集。8月までに意見照会、9月にレビュー・グループの会合が開催され、10月までに改正案の策定と事務局との協議。12月までに改正案について国際諮問委員会メンバーに意見照会し、最終案を策定。来年1月に「世界の記憶」サミットがアブダビで開催され、改定案を確認。2月に最終案をユネスコ執行委員会に提出し、4月に決定し、世界記憶遺産登録の次回審査から適用される。

5月末に締め切られる「従軍慰安婦」共同申請がいかなる改定案の下で審査されるか、注視する必要がある。